

平成 25 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イトラマート
代表者名 代表取締役社長 中山 義人
(コード：3850、東証マザーズ)
問合せ先 取締役 管理本部長 鈴木 誠
(TEL. 03-5549-2821)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 17 日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 14 日開催予定の当社第 14 回定時株主総会に「定款一部変更の件」の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 条数の整理のため、現行定款「第 6 条の 2」を「第 7 条」に変更するものであります。
- (2) 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、定款第 8 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- (3) 上記の変更及び新設に伴い、現行定款第 7 条以下の条数を各 2 条ずつ繰り下げるものであります。

なお、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）、第 6 条の 2（単元株式数）につきましては、会社法第 184 条及び第 191 条の規定に基づき、平成 25 年 2 月 13 日開催の取締役会において、平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日として、発行可能株式総数を 56,000 株から 11,200,000 株に変更し、単元株式制度を採用して 1 単元を 100 株とする旨の定款変更決議をしております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

- ① 定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 14 日（金）
- ② 定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 14 日（金）

以上

別紙 定款新旧変更対照表

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 11,200,000株とする。 (単元株式数) 第<u>6条の2</u> 当社の単元株式数は、100株と する。 (新設) 第7条～第43条 (条文省略)</p>	<p>(現行どおり) (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とす る。 <u>(単元未満株式についての権利)</u> 第8条 当社の株主は、その有する単元未満 株式について、次に掲げる権利以外の権利を行 使することができない。 ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 ② 会社法第166条第1項の規定による請求を する権利 ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割 当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 第9条～第45条 (現行どおり)</p>

以上